

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日		
条例の題名	三重県手数料条例	公布日	平成12年3月24日		
条例番号	平成12年三重県条例第4号	直近改正日	平成24年3月27日		
所管部局課	総務部財政課	電話番号	059-224-2119		
条例の概要	地方自治法第227条の規定に基づき、県の事務で特定の者のためにするものについては、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収するものとする。		条例の種類	委任型	
視点	項目	回答	検討内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県の事務で特定の者のためにするものについて、手数料を徴収することは妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第228条第1項の規定により、手数料に関する事項は、条例で定める必要がある。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第228条第1項の規定により、手数料に関する事項は、条例で定める必要がある。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を実現するためには、手数料に関する事項を条例で定める必要がある。		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンにおける行政運営の取組(県財政的的確な運営)と整合している。		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第228条第1項の規定により手数料に関する必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、手数料の徴収事務に支障が生じる。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	特定の者のために行う事務に対する手数料の徴収であり、受益者負担の観点から公平である。また、手数料は、所要経費を積み上げて算出しており、適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	特定の者のために行う事務に対する手数料を徴収することで、公平性が保たれている。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	特定の者のために行う事務に対する手数料の徴収であり、限定的なものであるが、上述のとおり、公平性に問題はない。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正を検討する	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、いずれの要件も満たしており、適正である。ただし、別表の記載事項に、過誤等が判明したことから、改正を検討する。			無